

第42号議案

令和3年11月25日
任用給与課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第5条第2項に基づき、令和3年11月24日付3議事第341号及び令和3年11月24日付3議事第342号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

I 令和3年11月24日付3議事第341号による照会

議案名	
1	第195号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
2	第196号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
3	第197号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
4	第200号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
意見	
異議ありません。	

II 令和3年11月24日付3議事第342号による照会

議案名	
1	第198号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
2	第199号議案 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
3	第201号議案 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
意見	
異議ありません。	

1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

臨時的任用の実施に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
年次有給休暇 第14条第3項(新設) 第4項 第5項	【臨時的任用の実施に伴う改正】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時的任用職員の年次有給休暇の日数については人事委員会の承認を得て東京都規則で定める ○ 第3項及び第4項を一項ずつ繰下げ ○ 項の新設に伴う文言整備 「前3項」→「前各項」
臨時職員等に対する特例 第19条第1項(削除) 第2項	【臨時的任用の実施に伴う改正】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 見出しの整備 「<u>臨時職員等に対する特例</u>」→「<u>非常勤職員に対する特例</u>」 ○ 臨時的任用職員の休暇、勤務時間等については第14条を除き、常勤職員と同様に取り扱うため、別に定める規定を削除 ○ 第19条第2項を第19条に繰上げ
施行期日 附則第1項	令和4年4月1日
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の文言整備 附則第2項	【勤務時間条例の改正に伴う文言整備】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2条第1項第3号 「勤務時間条例第14条第3項」→「勤務時間条例第14条第4項」 ○ 第2条第1項第3号の2 「勤務時間条例第19条第2項」→「勤務時間条例第19条」

2 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

臨時的任用の実施に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
趣 旨 第1条	【臨時的任用の実施に伴う改正】 臨時的任用に係る法律根拠を追加 「第6項及び第11項」→「第6項、第7項及び第11項」
配偶者同行休業に伴う臨時的任用 第9条(新設)	【臨時的任用の実施に伴う改正】 配偶者同行休業の申請があった場合には、当該申請期間又は1年のいずれか短い期間を任用の期間の限度として臨時的任用を行うことが可能
文 言 整 備 第10条	【臨時的任用の実施に伴う改正】 第9条を第10条に繰下げ

施行期日 附則	令和4年4月1日
-------------------	----------

3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和3年の人事委員会勧告等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容																																					
臨時職員の給与 第19条（削除）	【臨時的任用の実施に伴う改正】 臨時的任用職員の給与については常勤職員と同様に取り扱うため、別に定める規定を削除																																					
期末手当 第21条第2項 第3項	<p>【期末手当の支給割合の改正：勧告どおり】 期末手当の支給割合を下表のとおり改正</p> <p style="text-align: right;">（単位：月分）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">適用区分</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和3年 12月期</th> <th>令和4年 6月期以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">再任用 以外</td> <td>非管理職</td> <td>1.25</td> <td>1.15</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>1.05</td> <td>0.95</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>0.95</td> <td>0.85</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>指定職</td> <td>0.675</td> <td>0.575</td> <td>0.625</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">再任用</td> <td>非管理職</td> <td>0.70</td> <td>0.65</td> <td>0.675</td> </tr> <tr> <td>管理職</td> <td>0.60</td> <td>0.55</td> <td>0.575</td> </tr> <tr> <td>指定職</td> <td>0.35</td> <td>0.30</td> <td>0.325</td> </tr> </tbody> </table>	適用区分		現行	改正後		令和3年 12月期	令和4年 6月期以降	再任用 以外	非管理職	1.25	1.15	1.20	課長	1.05	0.95	1.00	部長	0.95	0.85	0.90	指定職	0.675	0.575	0.625	再任用	非管理職	0.70	0.65	0.675	管理職	0.60	0.55	0.575	指定職	0.35	0.30	0.325
適用区分					現行	改正後																																
		令和3年 12月期	令和4年 6月期以降																																			
再任用 以外	非管理職	1.25	1.15	1.20																																		
	課長	1.05	0.95	1.00																																		
	部長	0.95	0.85	0.90																																		
	指定職	0.675	0.575	0.625																																		
再任用	非管理職	0.70	0.65	0.675																																		
	管理職	0.60	0.55	0.575																																		
	指定職	0.35	0.30	0.325																																		
文言整備 第5条第2項（削除） 第3項 第4項 第6条の2第2項	<p>【臨時的任用の実施に伴う改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給料表は臨時的任用職員以外の職員に適用する旨の規定を削除 ○ 言い換え規定を整備 「給料表に」→「前項の給料表（以下「給料表」という。）に」 ○ 第3項及び第4項を一項ずつ繰上げ ○ 項の繰上げに伴う文言整備 「第5条第1項、第2項及び第4項」→「第5条第1項及び第3項」 																																					
施行期日 附則	<p>公布の日（令和3年11月30日予定）</p> <p>ただし、臨時的任用の実施に伴う改正及び令和4年6月期以降の期末手当支給割合の改正は、令和4年4月1日</p>																																					

4 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

「3」と同様の改正を行う（臨時的任用の実施に伴う改正を除く。）。

5 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和3年の人事委員会勧告等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容								
<p>特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用</p> <p>第5条第1項 第2項</p>	<p>【期末手当の支給割合の改正：勧告どおり】 期末手当の支給割合を下表のとおり改正</p> <p style="text-align: right;">(単位：月分)</p> <table border="1" data-bbox="531 584 1287 799"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>令和3年 12月期</th> <th>令和4年 6月期以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.725</td> <td>1.625</td> <td>1.675</td> </tr> </tbody> </table> <p>【給与条例の改正に伴う文言整備】 「第5条第1項、第2項及び第4項」→「第5条第1項及び第3項」</p>	現行	改正後		令和3年 12月期	令和4年 6月期以降	1.725	1.625	1.675
現行	改正後								
	令和3年 12月期	令和4年 6月期以降							
1.725	1.625	1.675							
<p>施行期日</p> <p>附則</p>	<p>公布の日（令和3年11月30日予定）</p> <p>令和4年6月期以降の期末手当支給割合の改正及び給与条例の改正に伴う文言整備は、令和4年4月1日</p>								

6 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

「5」と同様の改正を行う。

7 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

妊娠出産休暇に係る報酬の取扱い等の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
休 暇 の 付 与 第5条第2項	【時間講師及び日勤講師の休暇の新設】 出産支援休暇及び育児参加休暇を新たに付与
報 酬 の 減 額 第7条第1項 第12条第1項	【妊娠出産休暇の有給化】 報酬減額を行う特別休暇から妊娠出産休暇を削除
施 行 期 日 附則第1項	令和4年1月1日
都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例等の規定整備 附則第2項 第3項	【妊娠出産休暇の有給化に伴う規定整備】 準常勤時間講師に対する令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、従前のおり妊娠出産休暇について報酬減額なしとする経過措置を削除

3 議事第 3 4 1 号
令和 3 年 1 1 月 2 4 日

東京都人事委員会委員長
青 山 侑 殿

東京都議会議長
三 宅 し げ き
(公 印 省 略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 3 年第 4 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 1 9 5 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 1 9 6 号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 1 9 7 号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第 2 0 0 号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

3 議事第 3 4 2 号
令和 3 年 1 1 月 2 4 日

東京都人事委員会委員長
青 山 侑 殿

東京都議会議長
三 宅 し げ き
(公 印 省 略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 3 年第 4 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 1 9 8 号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例
- 2 第 1 9 9 号議案 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 2 0 1 号議案 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正
する条例

条 例 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例（4頁）
- 3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（5頁）
- 4 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（8頁）
- 5 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（10頁）
- 6 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（11頁）
- 7 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（12頁）

第百九十八号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。
第十四条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇の日数は、人事委員会の承認を得て、東京都規則で定める。

第十九条の見出し中「臨時職員等」を「非常勤職員」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

2 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年東京都条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改め、同項第三号の二中「第十九条第二項」を「第十九条」に改める。

第百九十八号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(提案理由)

臨時的任用職員を新たに任用することに伴い、所要の改正を行う必要がある。

第百九十九号議案

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年十一月三十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年東京都条例第百四十八号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第六項」の下に「、第七項」を加える。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業に伴う臨時的任用）

第九条 任命権者は、第二条又は第六条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、当該期間又は一年のいずれか短い期間を任用の期間の限度として臨時的任用を行うことができる。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

臨時的任用職員を新たに任用することに伴い、所要の改正を行う必要がある。

第百九十九号議案 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

第百九十五号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項の表中

百分の百二十五	百分の百二十五
百分の百五	百分の百五
百分の九十五	百分の九十五
百分の六十七・五	百分の六十七・五

を

百分の百二十五	百分の百十五
百分の百五	百分の九十五
百分の九十五	百分の八十五
百分の六十七・五	百分の五十七・五

に改め、同条第三項中

「百分の七十」との下に「、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」とを、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」との下に「、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」とを、「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」との下に「、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十五」とを、「百分の三十五」との下に「、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の三十」とを加える。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第百九十五号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第五条第二項を削り、同条第三項中「給料表に」を「前項の給料表（以下「給料表」という。）に」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第六条の二第二項中「、第二項及び第四項」を「及び第三項」に改める。
第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十一条第二項の表中

百分の百二十五	百分の百十五
百分の百五	百分の九十五
百分の九十五	百分の八十五
百分の六十七・五	百分の五十七・五

を

百分の百二十	百分の百二十
百分の百	百分の百
百分の九十	百分の九十
百分の六十二・五	百分の六十二・五

に改め、同条第三項中

「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」を「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」に、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」に、「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の八十」とあるのは「百分の五十五」を「百分の九十」とあるのは「百分の五十七・五」に、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の三十」とあるのは「百分の三十二・五」に改める。

別表第一イの項の表備考1ただし書を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、職員の給与を改定するほか、規定を整備する必要がある。

第二百号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項の表中

百分の百二十五	百分の百二十五
百分の百五	百分の百五

を

百分の百二十五	百分の百十五
百分の百五	百分の九十五

に改め、

同条第三項中「百分の七十」との下に「、百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」とを、「百分の六十」との下に「、百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」とを加える。

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項の表中

百分の百二十五	百分の百十五
百分の百五	百分の九十五

を

百分の百二十	百分の百二十
百分の百	百分の百

に改め、

同条第三項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」を「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」に、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」を「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、学校職員の給与を改定する必要がある。

第百九十六号議案

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の百七十二・五」との下に「、百分の百十五」とあるのは「百分の百六十二・五」とを加える。

第二条 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条中「、第二項及び第四項」を「及び第三項」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百六十七・五」に改め、「、百分の百十五」とあるのは「百分の百六十二・五」とを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付職員の給与を改定するほか、規定を整備する必要がある。

第百九十六号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第百九十七号議案

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の百七十二・五」との下に「、「百分の百十五」とあるのは「百分の百六十二・五」とを加える。

第二条 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条中「、第二項及び第四項」を「及び第三項」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百六十七・五」に改め、「、「百分の百十五」とあるのは「百分の百六十二・五」とを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付研究員の給与を改定するほか、規定を整備する必要がある。

第百九十七号議案

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一

第二百一号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年十一月三十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「育児時間」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。

第七条第一項及び第十二条第一項中「妊娠出産休暇、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。

（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二百一号議案 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(提案理由)

妊娠・出産及び育児と仕事との両立を支援するため、新たに出産支援休暇及び育児参加休暇を設けるとともに、妊娠出産休暇の報酬の取扱いを改めるほか、規定を整備する必要がある。

条 例 改 正 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例（4頁）
- 3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（5頁）
- 4 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（12頁）
- 5 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（14頁）
- 6 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（18頁）
- 7 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（20頁）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第十三条まで（現行のとおり） （年次有給休暇）</p> <p>第十四条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇の日数は、人事委員会の承認を得て、東京都規則で定める。</p> <p>4 （現行のとおり）</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、東京都規則で定める。</p> <p>第十五条から第十八条まで（現行のとおり） （非常勤職員に対する特例）</p> <p>第十九条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て任命権者が定める。</p> <p>第二十条（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十三条まで（略） （年次有給休暇）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、東京都規則で定める。</p> <p>第十五条から第十八条まで（略） （臨時職員等に対する特例）</p> <p>第十九条 臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十条（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （職員団体のための職員の行為の制限の特例）</p> <p>第二条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与又は報酬を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 勤務時間条例第十四条第四項、学校職員勤務時間条例第十五条第三項又は都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）第五条第一項第一号（同条例第十條において準用する場合を含む。）の規定により年次有給休暇を承認されている場合</p> <p>三の二 勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定に基づき定めるところにより年次有給休暇を承認されている場合</p> <p>四（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略） （職員団体のための職員の行為の制限の特例）</p> <p>第二条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与又は報酬を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三 勤務時間条例第十四条第三項、学校職員勤務時間条例第十五条第三項又は都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）第五条第一項第一号（同条例第十條において準用する場合を含む。）の規定により年次有給休暇を承認されている場合</p> <p>三の二 勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定に基づき定めるところにより年次有給休暇を承認されている場合</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の六第一項、第二項、第六項、第七項及び第十一項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第八条まで （現行のとおり）</p> <p>（配偶者同行休業に伴う臨時的任用）</p> <p>第九条 任命権者は、第二条又は第六条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間について職員の配置換えその他の方法によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、当該期間又は一年のいずれか短い期間を任用の期間の限度として臨時的任用を行うことができる。</p> <p>第十条 （現行のとおり）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の六第一項、第二項、第六項及び第十一項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第八条まで （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第九条 （略）</p>

改正案

第一条から第二十条まで（現行のとおり）

（期末手当）

第二十一条（現行のとおり）

2（現行のとおり）

職員の区分	割合	
	六月に支給する場合	十二月に支給する場合
一 前項に掲げる職員のうち二から四までに掲げる職員以外のもの	百分の百二十五	百分の百十五
二 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員（以下この条において「行(一)四級職員」という。）又は指定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)四級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの（以下「行(一)四級等職員」と総称する。）	百分の百五	百分の九十五

現行

第一条から第二十条まで（略）

（期末手当）

第二十一条（略）

2（略）

職員の区分	割合	
	六月に支給する場合	十二月に支給する場合
一 前項に掲げる職員のうち二から四までに掲げる職員以外のもの	百分の百二十五	百分の百二十五
二 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員（以下この条において「行(一)四級職員」という。）又は指定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)四級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの（以下「行(一)四級等職員」と総称する。）	百分の百五	百分の百五

<p>三 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員(以下この条において「行(一)五級職員」という。)又は指定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)五級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの(以下「行(一)五級等職員」と総称する。)</p>	百分の九十五	百分の八十五
<p>四 指定職給料表の適用を受ける職員</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」と、同表二の項中「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」と、同表三の項中「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十五」と、同表四の項中「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の三十」とする。</p> <p>4 及び5 (現行のとおり)</p> <p>第二十一条の二から第二十三条まで (現行のとおり)</p> <p>別表第一から別表第七まで (現行のとおり)</p>	百分の六十	百分の五十

<p>三 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員(以下この条において「行(一)五級職員」という。)又は指定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)五級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの(以下「行(一)五級等職員」と総称する。)</p>	百分の九十五	百分の九十五
<p>四 指定職給料表の適用を受ける職員</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、同表二の項中「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、同表三の項中「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」と、同表四の項中「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」とする。</p> <p>4 及び5 (略)</p> <p>第二十一条の二から第二十三条まで (略)</p> <p>別表第一から別表第七まで (略)</p>	百分の六十	百分の六十

改正案	現行
<p>第一条から第四条まで（現行のとおり） （給料表、適用範囲及び職務の級） 第五条（現行のとおり）</p> <p>2 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第六の二に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。</p> <p>3 （現行のとおり） 第五条の二及び第六条（現行のとおり） 第六条の二（現行のとおり）</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第五条第一項及び第三項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規</p>	<p>第一条から第四条まで（略） （給料表、適用範囲及び職務の級） 第五条（略）</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第十九条に規定する職員以外のすべての職員に適用する。</p> <p>3 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第六の二に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。</p> <p>4 （略） 第五条の二及び第六条（略） 第六条の二（略）</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第</p>

定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第七条から第十八条の三まで (現行のとおり)

第十九条 削除

第十九条の二及び第二十条 (現行のとおり)

(期末手当)

第二十一条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第七条から第十八条の三まで (略)

(臨時職員の給与)

第十九条 臨時的に任用される職員の給与は、任命権者が職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で人事委員会の承認を得て定める。

2 前項の職員に対しては、他の条例に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除く外、いかなる給与も支給しない。

第十九条の二及び第二十条 (略)

(期末手当)

第二十一条 (略)

2 (略)

職員 の 区 分	一 前項に掲げる職員のうち 二から四までに掲げる職員 以外のもの 二 行政職給料表(一)の適用を 受ける職員のうちその属す る職務の級が四級である職 員(以下この条において「行 (一)四級職員」という。)又は 指定職給料表以外の給料表 の適用を受ける職員のうち 行(一)四級職員に相当する職 員であつて、その職務の複 雑、困難及び責任の度等を 考慮して東京都規則で定め るもの(以下「行(一)四級等 職員」と総称する。)	割	六月に支給 する場合	百分の百二十
		合	十二月に支給 する場合	百分の百二十

職員 の 区 分	一 前項に掲げる職員のうち 二から四までに掲げる職員 以外のもの 二 行政職給料表(一)の適用を 受ける職員のうちその属す る職務の級が四級である職 員(以下この条において「行 (一)四級職員」という。)又は 指定職給料表以外の給料表 の適用を受ける職員のうち 行(一)四級職員に相当する職 員であつて、その職務の複 雑、困難及び責任の度等を 考慮して東京都規則で定め るもの(以下「行(一)四級等 職員」と総称する。)	割	六月に支給 する場合	百分の百二十五
		合	十二月に支給 する場合	百分の九十五

三 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員(以下この条において「行(一)五級職員」という。)又は指定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)五級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの(以下「行(一)五級等職員」と総称する。)	百分の九十	百分の九十
四 指定職給料表の適用を受ける職員	百分の六十 二・五	百分の六十 二・五

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、同表二の項中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、同表三の項中「百分の九十」とあるのは「百分の五十七・五」と、同表四の項中「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」とする。

4 及び5 (現行のとおり)
第二十一条の二から第二十三条まで (現行のとおり)

三 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員(以下この条において「行(一)五級職員」という。)又は指定職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうち行(一)五級職員に相当する職員であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの(以下「行(一)五級等職員」と総称する。)	百分の九十五	百分の八十五
四 指定職給料表の適用を受ける職員	百分の六十 七・五	百分の五十 七・五

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」と、同表二の項中「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」と、同表三の項中「百分の九十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十五」と、同表四の項中「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の三十」とする。

4 及び5 (略)
第二十一条の二から第二十三条まで (略)

別表第一（第五号関係）

行政職給料表

イ 行政職給料表(一)		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
職員の区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
主任用職員以外の職員	(現行のとおり)	円 (現行のとおり)	円 (現行のとおり)	円 (現行のとおり)	円 (現行のとおり)	円 (現行のとおり)
主任用職員	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

- 備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 1級の号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、157,100円とする。
 - 1級の号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、157,100円とする。

ロ 行政職給料表(二)
(現行のとおり)

別表第二から別表第七まで (現行のとおり)

別表第一（第五号関係）

行政職給料表

イ 行政職給料表(一)		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
職員の区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
主任用職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
主任用職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- 備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、別表第二から別表第七までを除外する。
- 1級の号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、157,100円とする。
 - 1級の号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、157,100円とする。

ロ 行政職給料表(二)
(略)

別表第二から別表第七まで (略)

改正案		現行																							
<p>第一条から第二十三条まで（現行のとおり） （期末手当） 第二十四条（現行のとおり）</p>		<p>第一条から第二十三条まで（略） （期末手当） 第二十四条（略）</p>																							
<p>2（現行のとおり）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">職員の区分</td> <td>割</td> <td>合</td> </tr> <tr> <td>六月に支給する 場合</td> <td>十二月に支給す る場合</td> </tr> <tr> <td>一（現行のとおり）</td> <td>百分の百二十五</td> <td>百分の百十五</td> </tr> <tr> <td>二（現行のとおり）</td> <td>百分の百五</td> <td>百分の九十五</td> </tr> </table>		職員の区分	割	合	六月に支給する 場合	十二月に支給す る場合	一（現行のとおり）	百分の百二十五	百分の百十五	二（現行のとおり）	百分の百五	百分の九十五	<p>2（略）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">職員の区分</td> <td>割</td> <td>合</td> </tr> <tr> <td>六月に支給する 場合</td> <td>十二月に支給す る場合</td> </tr> <tr> <td>一（略）</td> <td>百分の百二十五</td> <td>百分の百二十五</td> </tr> <tr> <td>二（略）</td> <td>百分の百五</td> <td>百分の百五</td> </tr> </table>		職員の区分	割	合	六月に支給する 場合	十二月に支給す る場合	一（略）	百分の百二十五	百分の百二十五	二（略）	百分の百五	百分の百五
職員の区分	割		合																						
	六月に支給する 場合	十二月に支給す る場合																							
一（現行のとおり）	百分の百二十五	百分の百十五																							
二（現行のとおり）	百分の百五	百分の九十五																							
職員の区分	割	合																							
	六月に支給する 場合	十二月に支給す る場合																							
一（略）	百分の百二十五	百分の百二十五																							
二（略）	百分の百五	百分の百五																							
<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」と、同表二の項中「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」とする。</p> <p>4及び5（現行のとおり） 第二十四条の二から第二十五条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第三まで（現行のとおり）</p>		<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、同表二の項中「百分の百五」とあるのは「百分の六十」とする。</p> <p>4及び5（略） 第二十四条の二から第二十五条まで（略） 別表第一から別表第三まで（略）</p>																							

改正案		現行	
<p>第一条から第二十三条まで（現行のとおり） （期末手当） 第二十四条（現行のとおり）</p>			
<p>2（現行のとおり）</p>			
職員の区分		割	合
一（現行のとおり）	百分の百二十	六月に支給する 場合	十二月に支給す る場合
二（現行のとおり）	百分の百		
<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、同表一の項中「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」とする。</p>			
<p>4及び5（現行のとおり） 第二十四条の二から第二十五条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第三まで（現行のとおり）</p>			
<p>第一条から第二十三条まで（略） （期末手当） 第二十四条（略）</p>			
<p>2（略）</p>			
職員の区分		割	合
一（略）	百分の百二十五	六月に支給する 場合	十二月に支給す る場合
二（略）	百分の百五		
<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表一の項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」と、同表一の項中「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」とする。</p>			
<p>4及び5（略） 第二十四条の二から第二十五条まで（略） 別表第一から別表第三まで（略）</p>			

【第一条関係】

改正案

第一条から第四条まで（現行のとおり）

（特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用）

第五条 特定任期付職員に対する給与条例第二条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は特定任期付職員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

2 特定任期付職員に対する学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京

現行

第一条から第四条まで（略）

（特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用）

第五条 特定任期付職員に対する給与条例第二条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は特定任期付職員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

2 特定任期付職員に対する学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京

都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）第三条第一項、第五条、第八条の二第二項、第十五条の五第二項、第二十一条の二第一項、第十二条第三項、第二十三条、第二十四条第二項及び第二十四条の四第一項の規定の適用については、第三条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第五条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第八条の二第二項中「第七条並びに前条第一項、第三項及び第九項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十五条の五第二項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者及び特定任期付職員」と、第二十一条の二第一項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員及び特定任期付職員」と、第二十二条第三項及び第二十三条中「第二十四条及び第二十四条の二」とあるのは「第二十四条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十四条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、第二十四条の四第一項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

第六条及び第七条（現行のとおり）

都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）第三条第一項、第五条、第八条の二第二項、第十五条の五第二項、第二十一条の二第一項、第十二条第三項、第二十三条、第二十四条第二項及び第二十四条の四第一項の規定の適用については、第三条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第五条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第八条の二第二項中「第七条並びに前条第一項、第三項及び第九項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十五条の五第二項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者及び特定任期付職員」と、第二十一条の二第一項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員及び特定任期付職員」と、第二十二条第三項及び第二十三条中「第二十四条及び第二十四条の二」とあるのは「第二十四条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十四条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、第二十四条の四第一項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

第六条及び第七条（略）

【第二条関係】

改正案

第一条から第四条まで（現行のとおり）

（特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用）

第五条 特定任期付職員に対する給与条例第二条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項及び第三項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は特定任期付職員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十七・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

2 特定任期付職員に対する学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京

現行

第一条から第四条まで（略）

（特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用）

第五条 特定任期付職員に対する給与条例第二条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は特定任期付職員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

2 特定任期付職員に対する学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京

都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。) 第三条第一項、第五条、第八条の二第二項、第十五条の五第二項、第二十一条の二第一項、第十二条第三項、第二十三条、第二十四条第二項及び第二十四条の四第一項の規定の適用については、第三条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。)に定める特定任期付職員業績手当」と、第五条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第八条の二第二項中「第七条並びに前条第一項、第三項及び第九項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十五条の五第二項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者及び特定任期付職員」と、第二十一条の二第一項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員及び特定任期付職員」と、第二十二条第三項及び第二十三条中「第二十四条及び第二十四条の二」とあるのは「第二十四条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十四条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十七・五」と、第二十四条の四第一項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

第六条及び第七条 (現行のとおり)

都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。) 第三条第一項、第五条、第八条の二第二項、第十五条の五第二項、第二十一条の二第一項、第十二条第三項、第二十三条、第二十四条第二項及び第二十四条の四第一項の規定の適用については、第三条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。)に定める特定任期付職員業績手当」と、第五条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第八条の二第二項中「第七条並びに前条第一項、第三項及び第九項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十五条の五第二項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者及び特定任期付職員」と、第二十一条の二第一項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員及び特定任期付職員」と、第二十二条第三項及び第二十三条中「第二十四条及び第二十四条の二」とあるのは「第二十四条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十四条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、第二十四条の四第一項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

第六条及び第七条 (略)

【第一条関係】

改正案	現行
<p>第一条から第七条まで（現行のとおり） （任期付研究員に対する給与条例の適用）</p> <p>第八条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二十条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号。以下「任期付研究員採用条例」という。）に定める任期付研究員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付研究員採用条例第七条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は第一号任期付研究員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は第一号任期付研究員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び第一号任期付研究員」とする。</p> <p>第九条から第十一条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第七条まで（略） （任期付研究員に対する給与条例の適用）</p> <p>第八条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二十条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号。以下「任期付研究員採用条例」という。）に定める任期付研究員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付研究員採用条例第七条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は第一号任期付研究員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は第一号任期付研究員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び第一号任期付研究員」とする。</p> <p>第九条から第十一条まで（略）</p>

【第二条関係】

改正案	現行
<p>第一条から第七条まで（現行のとおり） （任期付研究員に対する給与条例の適用）</p> <p>第八条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二十条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号。以下「任期付研究員採用条例」という。）に定める任期付研究員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項及び第三項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付研究員採用条例第七条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は第一号任期付研究員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は第一号任期付研究員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十七・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び第一号任期付研究員」とする。</p> <p>第九条から第十一条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第七条まで（略） （任期付研究員に対する給与条例の適用）</p> <p>第八条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二十条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号。以下「任期付研究員採用条例」という。）に定める任期付研究員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付研究員採用条例第七条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は第一号任期付研究員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は第一号任期付研究員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び第一号任期付研究員」とする。</p> <p>第九条から第十一条まで（略）</p>

改正案

現行

<p>目次 (現行のとおり)</p> <p>第一条から第四条まで (現行のとおり)</p> <p>(休暇の付与)</p> <p>第五条 (現行のとおり)</p> <p>2 前項第二号に規定する特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、時間講師が勤務しないことが相当である場合における公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇とする。</p> <p>第六条 (現行のとおり)</p> <p>(報酬の減額)</p> <p>第七条 時間講師が、第四条第一項に規定する勤務時間の全部又は一部を勤務しないときは、第五条第一項第一号に規定する年次有給休暇又は同項第二号に規定する特別休暇(育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇及び短期の介護休暇を除く。)を承認された場合を除き、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める方法により算定した額を減額して報酬を支給する。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>第八条から第十一条まで (現行のとおり)</p> <p>(報酬の減額)</p> <p>第十二条 日勤講師が、第九条に規定する勤務時間の全部又は一部を勤務しないときは、第十条で準用する第五条第一項第一号に規定する年次有給休暇又は同項第二号に規定する特別休暇(育児時間、生理休暇及び短期の介護休暇を除く。)を承認された場合を除き、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める方法により算定した額を減額して報酬を支給する。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>第十三条から第十四条まで (現行のとおり)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第一条から第四条まで (略)</p> <p>(休暇の付与)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項第二号に規定する特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、時間講師が勤務しないことが相当である場合における公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇とする。</p> <p>第六条 (略)</p> <p>(報酬の減額)</p> <p>第七条 時間講師が、第四条第一項に規定する勤務時間の全部又は一部を勤務しないときは、第五条第一項第一号に規定する年次有給休暇又は同項第二号に規定する特別休暇(妊娠出産休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇及び短期の介護休暇を除く。)を承認された場合を除き、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める方法により算定した額を減額して報酬を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第八条から第十一条まで (略)</p> <p>(報酬の減額)</p> <p>第十二条 日勤講師が、第九条に規定する勤務時間の全部又は一部を勤務しないときは、第十条で準用する第五条第一項第一号に規定する年次有給休暇又は同項第二号に規定する特別休暇(妊娠出産休暇、育児時間、生理休暇及び短期の介護休暇を除く。)を承認された場合を除き、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める方法により算定した額を減額して報酬を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十三条から第十四条まで (略)</p>
--	--

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第三十六号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">(現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">附則 1から3まで (削除) (現行のとおり)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">附則 1から3まで (略)</p> <p>4 令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間、附則第二項の適用を受ける者における改正後の条例第七条第一項の規定の適用については、同項中「妊娠出産休暇、母子保健健診休暇」とあるのは、「母子保健健診休暇」と読み替えるものとする。</p>

<p>(現行のとおり)</p>	<p>(略)</p>
<p>附則</p> <p>この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(削除)</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の読替え)</p> <p>2 この条例の施行の日から令和五年三月三十一日までの間、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第三十六号）附則第四項中「令和二年四月一日」とあるのは「令和三年四月一日」と、「改正後の条例」とあるのは「都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第十三号）による改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例」と、「母子保健健診休暇」とあるのは「育児時間」と読み替えるものとする。</p>